

豊橋市難聴高齢者補聴器購入費補助金に関するQ&A（業者向け）

申請及び販売について	Q1	見積書の宛名は誰宛にすればいいか。
	A1	補助金を利用されるご本人宛でお願いします。※市はあくまで参考資料として写しをいただいているだけです、豊橋市長あてにしないようにお願いします。
	Q2	医師意見書には補聴器の必要性について「右耳」となっているが、本人が両耳の購入を希望。両耳分で補助金の利用ができるか。
	A2	市の補助金交付の要件は「医師意見書において必要性が判断されたものとなっていますので、医師が「右耳の装着が有用」と判断しているのであれば右耳分しか補助対象となりません。補助金申請者が両耳の購入を希望する場合は、見積書を作成する際に片耳分の金額が分かるように記載をお願いします。
	Q3	購入を希望されている補聴器は充電器がセットのものになるが、見積書はどのように記載すればいいか。
	A3	充電器は補助対象とならないため、セット売りの商品であっても、見積額のうち、補聴器本体の価格と充電器の価格の内訳が分かるように見積書の記載をお願いします。
Q4	交付決定後、実際の販売時に見積書の金額より値引きを行ってもいいか。	
A4	交付決定後の値引きは不可となります。実績報告時に交付決定時の金額と合致していないと補助金のお支払いができないため、交付決定された金額での販売をお願いします。値引きを行う場合は、当初より値引きした金額で見積書の発行をお願いします。	
Q5	交付決定を受けた後に購入する補聴器を変更したいと言われたが可能か。	
A5	交付決定後に補聴器の種類の変更はできません。補助金に記載された型番の補聴器及び金額での販売をお願いします。どうしても種類を変えたい場合は、一度本人が交付申請の取下げを行い、再度申請・交付決定を行うこととなります。	
Q6	在庫の関係で交付決定日の属する年度内に販売できず、次年度になっても問題ないか。	
A6	販売は交付決定日の属する年度内にお願いいたします。年度をまたいでしまうと補助金のお支払いができません。年度末近くに相談があった場合は、年度内に販売が可能か事前にご確認をいただき、年度内に販売が難しいようであれば、次年度（4月1日以降）に申請を行うよう、補助金利用希望者にお伝えください。	

補助金請求について	Q7	付属品も合わせて販売した場合の領収書はどのように出せばいいか
	A7	可能であれば、領収書に販売した商品の価格の内訳を記載してください。内訳の記載が難しければ、領収書のコピーに手書きで追記する形でも構いません。
	Q8	補助金の支払い時期はいつになるのか
	A8	市に請求のあった翌月の月末頃を予定しております。
その他	Q9	事業所の登録をしたいが、どうすればいいか。
	A9	代理受領申出書の提出が必要となります。ホームページからダウンロードいただき提出していただくか、長寿介護課までお電話でご連絡ください。書類を郵送またはメールにてお送りします。
	Q10	事業所の登録内容を変更したい（代表者の変更、口座変更等）
	A10	変更後の内容で代理受領申出書の再提出をお願いします。口座登録内容が代わる場合は、変更手続きに必要な書類をお送りしますのでご連絡ください。